

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）の一部を改正する省令案及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第5条の2の組織を指定する告示の一部を改正する告示案に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の結果について

令和8年10月1日
スポーツ庁政策課

「スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律第5条の2の組織を指定する告示の一部を改正する告示案」について、令和8年8月6日（木）から令和8年9月4日（金）まで御意見を募集したところ、計13件の御意見をいただきました。

いただいた主な御意見の概要及びそれらに対する当庁の考え方は別紙のとおりです。なお、取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともスポーツ行政に御協力いただきますよう、宜しく願いいたします。

整理 番号	主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	改正案に関して事業者及び購入者の双方が混乱なく円滑な運用が行われるよう以下の改善を提案します。 1. 新たな投票券の概要と依存症対策の提示 回数増加の前提となる「新たな投票券」の概要や、購入過熱を防ぐための依存症対策（購入上限の設定や注意喚起の表示など）について、あらかじめ具体的な方針を分かりやすく公表する。 2. 対象組織の選定理由と情報提供の充実 追加される海外4協会について、導入による振興効果や選定基準を概要等で補足するとともに、対象試合の開催情報や公正性確保の取り組みについて、購入者への分かりやすい情報提供体制を整える。 3. 販売開始に向けた十分な事前周知期間の確保 公布後直ちに新たな運用を開始するのではなく、購入者の理解促進やシステムの安定運用のため、実質的な販売開始までに適切な周知期間を設ける。	御意見ありがとうございます。今後の施策の参考とさせていただきます。
2	改正案に反対。「新たな投票券によるスポーツ振興投票の実施回数の状況を踏まえ」と記載されているが、どのような「状況」なのか何ら説明されておらず、見直しの時期、幅等が適切なのか判断することができない。また、上限回数については、振興投票の実施の実態だけではなく、振興投票の適正な実施の観点、とりわけ、ギャンブル依存症の防止や不正の防止等の観点も考慮すべきであるところ、そのような観点が何ら示されていない。実施実態だけで上限を改正して良いのであれば、そもそも上限を法令で定める意味はないのであり、法の趣旨を逸脱した不適切な改正であると言わざるを得ない。	新たなスポーツ振興投票については年間100回程度の実施を予定していることから、現行の上限である250回を350回に改めるものです。なお、本改正により実施回数は増えるものの、引き続きスポーツ振興投票の対象となるサッカー及びバスケットボールの試合の開催頻度や次の試合結果が判明するまでの期間はこれまでと同様であることから、過度に射幸心を煽るものではなく、法令の趣旨を阻害しない改正であると考えております。 また、不正防止等の対策についても、引き続きスポーツ振興投票を施行する（独）日本スポーツ振興センターにおいて必要な対策が講じられるものと考えております。
3	改正案に反対。「国内及び国外のプロサッカーリーグ等の動向を踏まえ」と記載されているが、どのような「動向」なのか何ら説明されておらず、見直しの時期、対象等が適切なのか判断することができない。また、指定組織については、平成25年改正時の提案者答弁において「その指定の段階において、主催者の規約などにより試合の公正性を確保するための措置が講じられていることなどを確認することをもって監督規定にかえる」（平成25年4月19日衆議院文部科学委員会）と説明されているが、今回、どのように「試合の公正性を確保するための措置」が確認されたのか、何ら示されておらず、不適切である。「動向」のみで対象を指定して良いのであれば、そもそも団体を文部科学大臣の指定に係らしめている意味はないのであり、法の趣旨を逸脱した不適切な改正であると言わざるを得ない。	2026年度よりJリーグの開催期間が移行し、欧州のプロサッカーリーグと期間が重なるようになることで、これまで海外リーグとの組み合わせによって通年販売を維持していたスポーツ振興投票について、販売できない期間が生じることとなったため、スポーツ振興財源を確保する観点から、Jリーグや欧州のプロサッカーリーグが開催していない期間に開催している海外プロサッカーリーグの主催者を新たに指定組織として追加するものです。なお、今般指定を予定している4組織については、いずれも法令で定める要件を満たしていることを確認しております。
4	改正案に反対。本改正案のうち、ドイツの組織名称を実態に合わせて変更する部分は技術的な修正として理解できます。しかし、フィンランド、アイスランド、アイルランド、スウェーデンなど	2026年度よりJリーグの開催期間が移行し、欧州のプロサッカーリーグと期間が重なるようになることで、これまで海外リーグとの組み合わせによって通年販売を維持していたスポーツ振興

	のサッカー協会を新たに指定組織に加える点については、以下の理由から反対します。名称変更だけを先行させ、新規追加は見送るべきです。 第一に、投票対象の安易な拡大は、すでに高水準にある賭博機会をさらに増やすものです。スポーツ振興くじの令和7年度売上は約1,380億円と3年連続で過去最高を更新しています。財源確保という目的は現状でも十分に達成されており、これ以上対象を広げる必要性は説明されていません。対象試合が増えれば、特にインターネット販売を通じた衝動的・継続的な購入が誘発されやすくなります。公営ギャンブルである以上、売上拡大より依存症リスクの抑制を優先すべきです。 第二に、新規追加が予定される組織のガバナンスと不正防止体制が十分に検証されていません。指定組織の試合は「特定対象試合」として扱われ、結果の正確性や公正性が制度の根幹を支えます。小規模な国協会や下位リーグを含む試合では、情報公開の迅速性、選手・審判の登録管理、八百長・スポットフィックス対策の実効性が相対的に弱くなる懸念があります。近年、フィンランド国内リーグ下位カテゴリーで複数の不正が疑われる試合が指摘された例もあります。こうしたリスクを十分に評価せずに指定すれば、万一不正が発覚した際に制度全体の信頼を損ないます。 第三に、選定理由と影響評価が不透明です。なぜこれらの協会を選んだのか、他の候補と比較してどのような基準で判断したのか、国内Jリーグ等への関心分散や情報格差（日本語での試合情報の質・量）をどう評価したのかが示されていません。スポーツ振興投票の本来の趣旨は国内スポーツの振興です。海外試合を増やすことが国内競技の観客動員やメディア露出に与える影響を検証しないまま進めるのは適切ではありません。 第四に、依存症対策の強化が先行していません。対象拡大を行うのであれば、購入限度額の実効性向上、セルフ・エクスクルージョンの周知徹底、収益の一部を依存症対策に明確に充当する仕組み、海外試合に関する注意喚起の強化などを同時に示すべきです。対策が後追いになる形での対象拡大には反対します。 以上の理由から、本改正案の新規組織追加部分には反対します。ドイツ組織の名称変更のみを行い、新規指定についてはガバナンス評価、リスク分析、依存症対策の強化策を示したうえで、改めて意見募集を行うことを求めます。	投票について、販売できない期間が生じることとなったため、スポーツ振興財源を確保する観点から、Jリーグや欧州のプロサッカーリーグが開催していない期間に開催している海外プロサッカーリーグの主催者を新たに指定組織として追加するものです。なお、今般指定を予定している4組織については、いずれも法令で定める要件を満たしていることを確認しております。 また、不正防止等の対策についても、引き続きスポーツ振興投票を施行する（独）日本スポーツ振興センターにおいて必要な対策が講じられるものと考えております。
5	八百長を絶対にさせないでください。	引き続き「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等に基づき適切にスポーツ振興投票を実施してまいります。
6	スポーツ振興投票における選手による不正行為はどのような傾向にあるのでしょうか。スポーツ現場を調査し、データをとったうえでの変更なのでしょうか。データを見せてください。	これまでスポーツ振興投票の実施に関して対象試合における選手の不正行為が発生した事案はございません。引き続き「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等に基づき適切にスポーツ振興投票を実施してまいります。
7	本省令案及び本告示案は、現状のまま制定すべきではない。少なくとも次を満たさない限り、制定を見送るべきである。 1. 国内試合（Jリーグ、Bリーグ等）を優先し、	スポーツ振興投票は「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等に基づき、スポーツ振興財源を確保することを目的に実施されているものです。これまでも国内リーグのみならず海外リーグの

	外国試合の対象拡大を原則停止すること。 2. 指定追加による売上増、助成純増、運営費増、依存症対策費、不正監視費の定量比較を公表すること。 3. 指定組織の追加を大臣告示のポジティブリストで行う方式自体を見直し、指定数の上限・廃止基準・サンセットを設けること。 4. 結果確認、公示、照会、不正監視に係るセンター及び所管官庁の追加事務量と人件費を明示し、純減となる代替案を示すこと。 「スポーツ振興のため」との説明だけでは、家計からの資金吸収を正当化できない。令和8事業年度のスポーツ振興くじの売上目標が1,400億円に引き上げられている事実は、本改正が助成純増より販売拡大を主目的としていることを強く推認させる。	試合等も対象とすることで通年販売を維持し、スポーツ振興財源の確保に努めてきたところであり、多様化する地域スポーツ等のニーズに対応するためにも引き続き法令に基づき適切にスポーツ振興投票を実施してまいります。 また運営費の縮減や不正防止等の対策についてもこれまで同様にスポーツ振興投票を施行する（独）日本スポーツ振興センターにおいて必要な対策が講じられるものと考えております。
8	本省令案等の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、およびスポーツ振興名目のギャンブル的施策の拡大に対する重大な懸念から、以下の通り強く意見を述べさせていただきます。 第一に、スポーツ振興投票（スポーツくじ）の対象や手続の拡大を通じて、庶民の投機心を煽り、資金を集めるような「ギャンブル依存型」の施策を推し進める姿勢への強い批判です。物価高や生活苦に喘ぐ国民に対し、投機やマネーゲームによる一攫千金を期待させるような構造は、かえって庶民の生活困窮や格差を増幅させる原因となります。 第二に、行政が最優先で取り組むべきは、くじやギャンブルの手法に頼った集金システムの肥大化ではありません。すべての子供や勤労者・市民が過度な金銭的負担なくスポーツや文化活動に親しめる環境の提供と、生活の底上げです。マネーゲームや利益追求の手段と化す施策を改め、国民生活の健全性と公平性を担保する本来の政策運営を強く求めます。	スポーツ振興投票は「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等に基づき、スポーツ振興財源を確保することを目的に実施されているものです。この振興投票の収益の一部は地域のスポーツ施設整備や多世代が参加するスポーツ大会、アスリートの競技力強化に向けた活動への支援等に活用されています。引き続き、法令に基づく適切なスポーツ振興投票の実施により、我が国のスポーツの振興を図ってまいります。